

2025年1月28日
つがるにしきた農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営にかかる取組方針

つがるにしきた農業協同組合（以下、当組合）の経営理念は以下のとおりです。

- JA つがるにしきたは、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえない自然を次世代に引き継ぎます。
- JA つがるにしきたは、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- JA つがるにしきたは、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

[基本理念]

JA つがるにしきたは、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

- ◇JA つがるにしきたは、人を大切にします。
- ◇JA つがるにしきたは、自然を大切にします。
- ◇JA つがるにしきたは、社会の発展に貢献します。
- ◇JA つがるにしきたは、豊かな暮らしの実現に貢献します。

[基本姿勢]

- ◇みなさまから信頼されるJAをめざします。
- ◇地域から必要とされるJAをめざします。
- ◇社会に誇れるJAをめざします。

上記の経営理念のもと、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と、「ひと・いえ・くまの総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択のうえ、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組の状況を定期的に公表するとともに、組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、当組合で取組んでいる共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

貯金・ローン・農業融資等をはじめとし、社会情勢や手数料の水準等も踏まえ、組合員・利用者のニーズや目的に応じた金融商品を提供します。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成に携わっておりません。

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう最良の共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。

2. 組合員・利用者本位の提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

①組合員・利用者皆さまの金融知識・経験を考慮したうえで、貯金、ローン、農業融資等の最良・最適な金融商品をご提案します。

②金融商品の提案にあたっては、ご希望する金融商品の利用目的を十分に確認したうえで、分かりやすい情報提供を実施します。

③ご高齢の組合員・利用者の方々に対しては、ご家族も含めてご理解・納得いただけるよう慎重かつ丁寧に説明を行います。

④組合員・利用者みなさまが負担する手数料・費用等については、ご理解いただけるよう丁寧な説明をします。

(2) 共済の事業活動

① 組合員・利用者の皆さま一人ひとりの暮らしをサポートするため、組合員・利用者の皆さまの加入目的や収入、家族構成等に照らして、公的保険制度の情報提供しながら、ニーズに応じた最適な保障をご提案します。

② 組合員・利用者の皆さまの立場に立って、意向把握・確認や重要な事項については、分かりやすく丁寧な説明に努めます。

③ ご高齢者の方には、より丁寧に分かりやすく意向確認を行うとともに、ご契約時にはご家族または親族にも同席いただくなど、皆さまに十分ご納得いただき、ご満足いただける対応に努めます。

なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

3. 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当組合は、各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、訪問活動を通じた近況確認や共済金等の請求漏れがないかの

確認を行うとともに、日々の接点を通じてご安心いただけるよう、組合員・利用者の皆さまに寄り添ったアフターフォローを実施いたします。

4. 組合員・利用者の「声」を生かした業務改善

組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問合せ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務運営の向上および改善に努めてまいります。

5. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまの金融商品・共済仕組み選定や保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。

6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は組合員・利用者の皆さま本位の業務運営を実現するための人材育成等にかかる態勢を構築し、満足いただける金融商品、共済仕組み・サービス提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、資格取得の支援に取り組めます。

2025年1月28日制定

FD原則と各方針の対応表

金融庁のFD原則	原則に対応するFD取組方針
<p>【原則1】 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等 (注)</p>	<p>序文</p>
<p>【原則2】 顧客の最善の利益の追求 (注)</p>	<p>方針 1・2・3・4・6</p>
<p>【原則3】 利益相反の適切な管理 (注)</p>	<p>方針 5</p>
<p>【原則4】 手数料等の明確化</p>	<p>方針 2・3</p>
<p>【原則5】 重要な情報の分かりやすい提供 (注1～5)</p>	<p>方針 2・3</p>
<p>【原則6】 顧客にふさわしいサービスの提供 (注1～5)</p>	<p>方針 1・2・3・6</p>
<p>【原則7】 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 (注)</p>	<p>方針 6</p>